

金山町オープンデータ事業基本方針

1 目的

オープンデータとは、地方自治体等が保有する公共データを機械判読に適した形式で、営利・非営利を問わず二次利用が可能な形で公開し、それらが無償で利用できるものである。これにより行政の透明性や信頼性の向上を図り、町民協働を推進するとともに、経済の活性化や行政の効率化を図ることを目的とする。

行政機関が作成したデータは、元を正せば税金で作られているため、公開可能なものは町民の公共財産をして活用されるべきであるためでもある。

2 データ公開の方針

(1) 本町の保有するデータは積極的に公開する。

ただし、「4 公開しないデータ」に該当するデータについては公開しない。

(2) データは機械判読に適した形式で公開するものとし、アプリケーションなどで利用しやすいデータ形式とする。

(3) 公開するデータは、制限を設けず、すべて二次利用を可能とし、クリエイティブコモンズ表示 2.1 日本ライセンスの下に提供するものとする。

なお、公開したデータの二次利用により第三者が損害を生じた場合、本町は一切の責任を負わないこととし、この旨明示する。

3 データ公開の運用・管理手順

(1) データの公開は、金山町ホームページにより行うものとする。

(2) データは、最新のを公開するよう努めるものとする。

(3) 年度ごとに更新されるデータについては、最新のものだけでなく、可能な限り過年度のデータも公開するものとする。

4 公開しないデータ

(1) 金山町個人情報保護条例に定める個人情報

(2) 公開することにより、特定の個人等に不利益を与える可能性のある情報

(3) 金山町情報公開条例で開示しないことができるとされている情報

5 その他

本方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。